様式第２号

参加資格に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

益城町長　様

所在地

名　称

代　表　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は、以下のことについて、誓約します。

１　下記の者に該当しません。

２　下記に該当する者であることを知りながら、下請けその他の契約を締結しません。

３　下記に該当する者から不当な要求を受けた場合は、速やかに警察に通報します。

４　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることになっても異議は一切

　　申し立てません。

記

○地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないものである。

○手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく

　不健全であると認められる者でないこと。

○会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成

　１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が

　著しく不健全であると認められない者でないこと。

○民事保全法（平成元年法律第９１号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと

　認められるものでないこと。

○暴力団による不当な行為防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する

　暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

■　関係例規

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力的不法行為等　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

(2) 暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3) 指定暴力団　次条の規定により指定された暴力団をいう。

(4) 指定暴力団連合　第４条の規定により指定された暴力団をいう。

(5) 指定暴力団等　指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

(6) 暴力団員　暴力団の構成員をいう。

(7) 暴力的要求行為　第９条の規定に違反する行為をいう。

(8) 準暴力的要求行為　一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第９条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

(1) 指定暴力団員

(2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

(4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）